デジタルアーカイブと知的財産権

デジタルアーキビストのための権利処理・実務ガイド

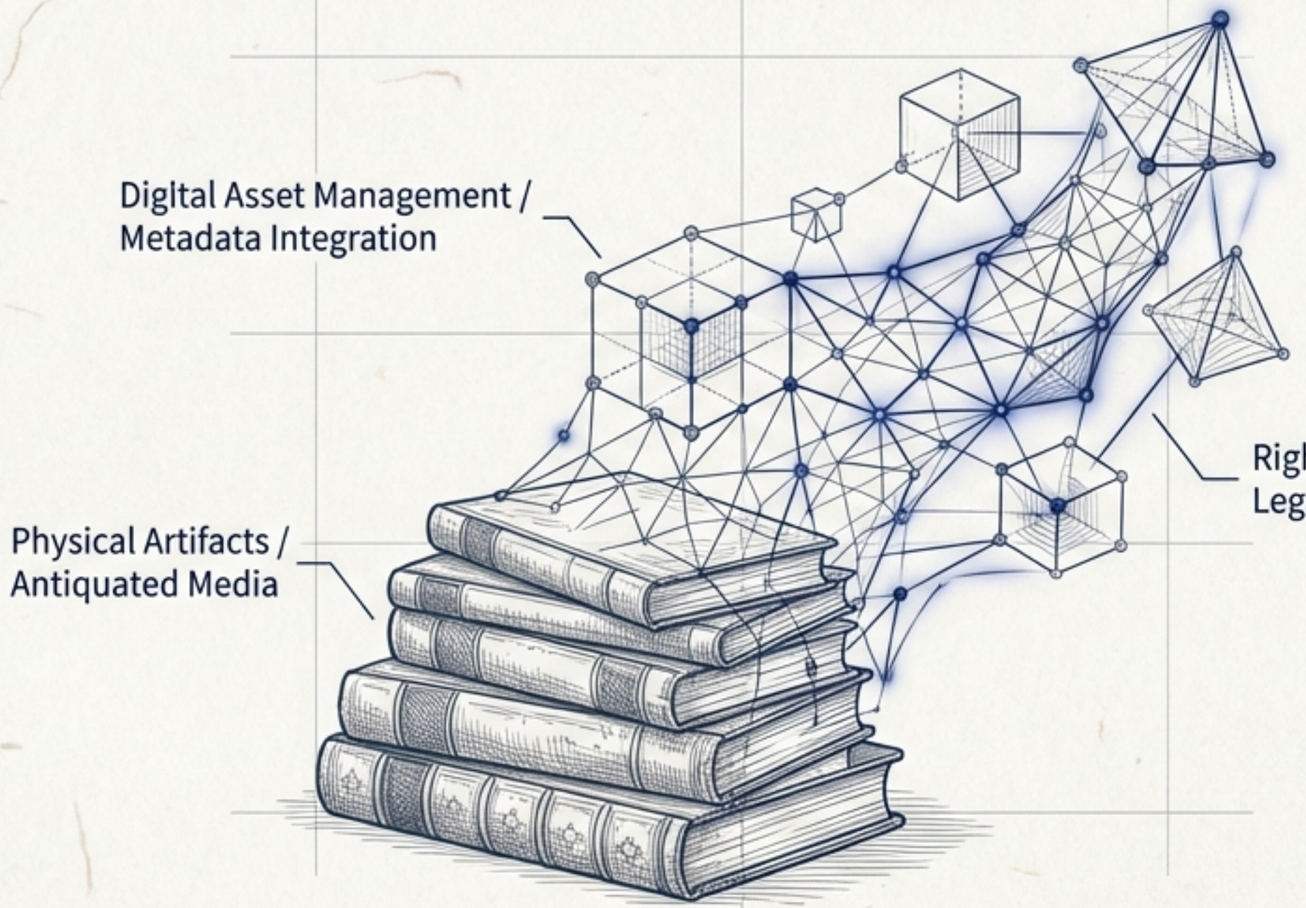

DIGITAL PRESERVATION
APPROVED

岐阜女子大学 吉川 晃 講義資料に基づく

NotebookLM

アーキビストの使命：権利処理は「後付け」ではなく「エンジン」である

1. 計画 (Planning)

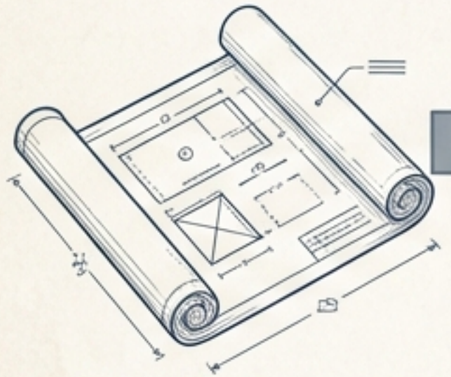

権利確認

2. 収集 (Collection)



権利確認

3. 構築 (Construction)



権利確認

4. 運用・利用許諾 (Operation)



目的：文化の保護（Respect）と文化の利活用（Access）の両立

参照：文化庁「著作権テキスト」（毎年度更新）は必須のハンドブック

NotebookLM

著作権の基礎原則：無方式主義と保護期間

保護対象



アイデア ＝ 保護されない

思想・感情の創作物



表現（Expression）
＝保護される

具体的な形

保護期間のタイムライン



創作時
(Creation)

X年



+70年

権利発生
（無方式主義）

著作者の死
(Death)

原則：死後70年
（翌年1月1日起算）

保護期間終了
(End of Protection)

⚠ TPP協定により延長。国際ルール（ベルヌ条約・WIPO）を遵守。

NotebookLM

二つの権利の柱：著作者人格権と著作財産権

著作者人格権（Moral Rights）



- 一身専属（譲渡不可能）
- 公表権（Make Public）
- 氏名表示権（Attribution）
- ⚠ 同一性保持権（Integrity）
  ※アーカイブ構築時の改変・トリミングに注意

著作権 / 財産権（Economic Rights）



- 譲渡可能（Transferable）
- 相続可能（Inheritable）
- 利用許諾の対象（Licensing）

NotebookLM

アーカイブ構築における「絶対禁止」領域

著作権の束
(Bundle of Rights)

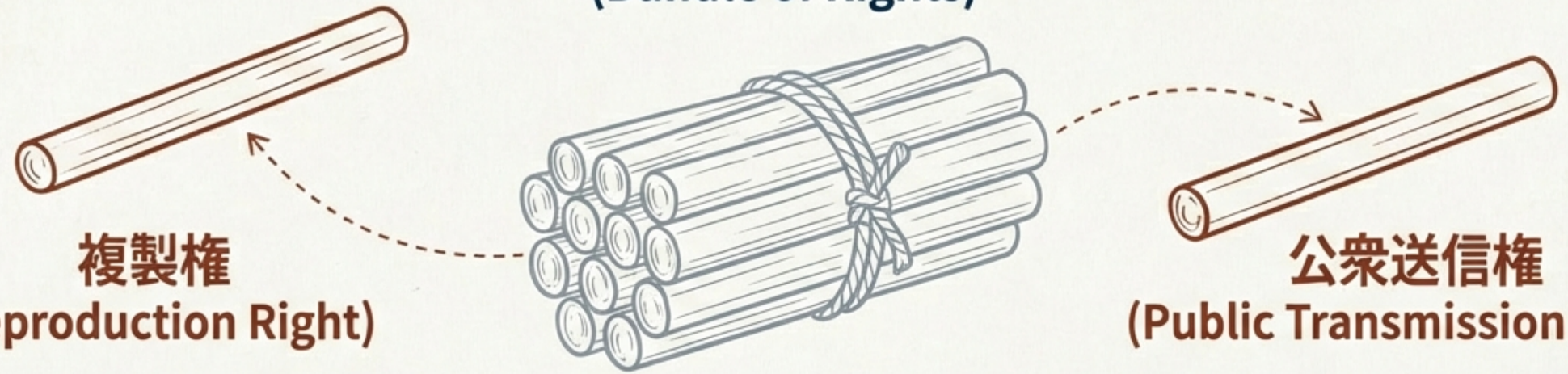

複製権
(Reproduction Right)

無断でコピーされない権利。
デジタル化は『複製』にあたる。

公衆送信権
(Public Transmission Right)

無断でネット公開されない権利
（送信可能化を含む）。

注意：「公衆」とは不特定多数だけでなく、「特定多数」（例：大規模な会員制サイト）も含まれる。

NotebookLM

著作隣接権：クリエイターを支える「伝達者」の権利

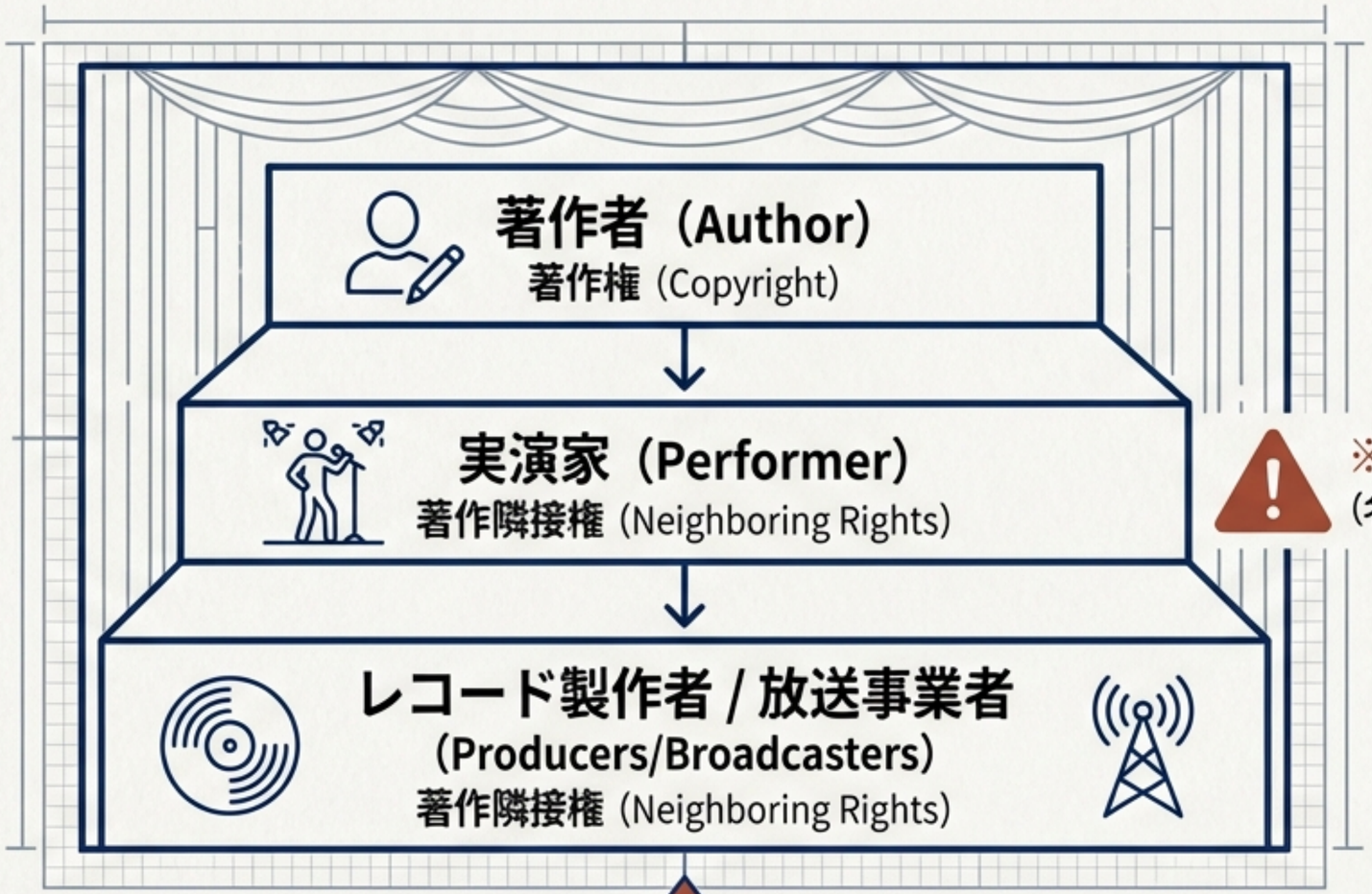

※実演家人格権あり
（名誉・声望を害する改変禁止）

文化を『伝達』する者にも権利がある。アーカイブ化にはこれらの許諾も必要。

NotebookLM

権利制限規定：許諾なしで利用できる「例外」



私的使用（Private Use）

個人的・家庭内のみ。
※業務利用や友人への配布はNG。



教育機関（Education）

授業での複製等（条件厳格）。



図書館（Library）

保存・レファレンス用（第31条）。

引用（Quotation）

公正な慣行・正当な範囲内。

1. 主従関係（Main/Sub）
2. 明瞭区分（Distinction）
3. 出所明示（Source）
4. 改変不可（No Modification）

NotebookLM

「写り込み」の権利処理：写真アーカイブの救世主



写り込み（Incidental Inclusion）は適法

1. 軽微な構成要素であること (Minor part of the whole)
2. 正当な範囲内であること (Within fair scope)
3. 本来の被写体から分離困難な場合

写真資料のアーカイブ化において、背景の著作物をすべて処理する必要がなくなった。

NotebookLM

教育とデジタル：授業目的公衆送信補償金制度（SARTRAS）



オンライン授業などで個別の許諾申請が不要になる制度。

❗ ただし、著作権者の利益を不当に害する場合（例：ドリル全部の掲載など）は対象外。

NotebookLM

クリエイティブ・コモンズ：利用を促進する意思表示

All Rights Reserved から Some Rights Reserved へ



BY (表示)
著作者のクレジットを表示する。

NC (非営利)
営利目的で使用しない。

ND (改変禁止)
元の作品を改変しない。

SA (継承)
同じライセンス条件下で配布する。

自館のアーカイブ資料に付与することで、流通と利活用を促進できる。

NotebookLM

契約の落とし穴：権利の譲渡と「第27条・第28条」



落とし穴：**特掲がない場合、これらの権利は著作者に留保者されたものと推定される。**

第27条：翻訳権・翻案権（二次的著作物を作成する権利）

第28条：二次的著作物の利用に関する権利

完全な譲渡を受けるには、必ずこの文言が必要。

NotebookLM

著作者人格権の処理：買えない権利をどう扱うか

著作者人格権は譲渡不能。アーカイブ化に伴うファイル形式変換やトリミングが「同一性保持権」の侵害になるリスクがある。



「著作者は、取得者に対し、
著作者人格権を行使しない」

実務的解決策：契約書にこの特約を盛り込み、
事前に改変の必要性を説明して同意を得る。

NotebookLM

肖像権：法律にない「顔」の権利

判例（最高裁 平17.11.10）に基づく判断基準



- 撮影された場所 (Location)
- 撮影の目的 (Purpose)
- 撮影の態様 (Manner)
- 必要性 (Necessity)

許諾取得が原則。困難な場合は「肖像権ガイドライン（デジタルアーカイブ学会）」を参照し、自主基準を策定する。

NotebookLM

慣習と倫理：法を超えた「心」の配慮

リスク：法的に適法でも、文化的タブーを犯せば信頼を失う。

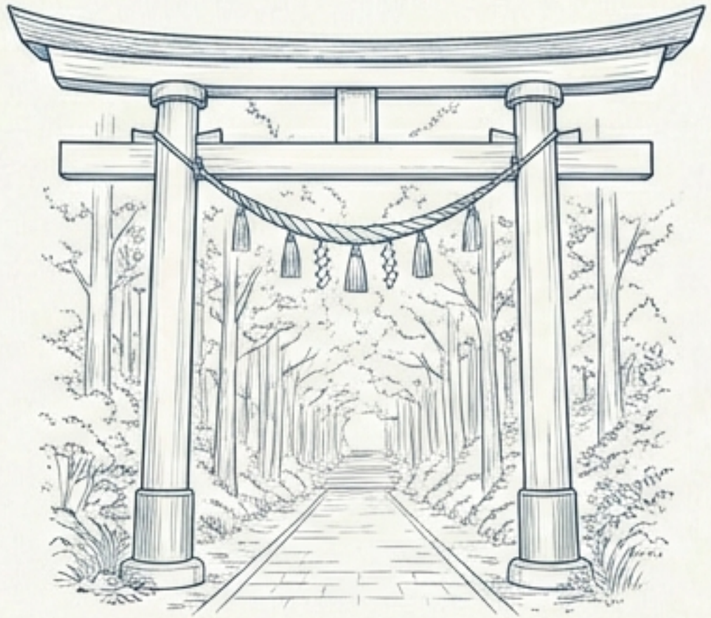

アーキビストは地域と資料の「橋渡し役」。交渉と説明、そして敬意が必要。

- 神聖な場所への立ち入り (Sacred Sites)
- 秘匿すべき儀式の撮影 (Secret Rituals)
- 地域コミュニティのプライバシー (Community Privacy)

NotebookLM

結論：正確な知識が文化を守る

PILOT'S CHECKLIST FOR CULTURAL PROTECTION

- [x] 1. 権利者の確認（著作者 + 実演家・製作者）
- [x] 2. 例外規定の適用（私的利用・教育・写り込み）
- [x] 3. 契約書の不備（第27条・28条、人格権不行使）
- [x] 4. 倫理的配慮（肖像権・慣習）

法律は変わる。
常に最新の「文化庁 著作権テキスト」を参照すること。

NotebookLM